

公民館施設の利用について

(小瀬分館・藤河分館・御庄分館・北河内分館・南河内分館・師木野分館・通津分館)

■ 開館時間

9時から22時まで

■ 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

その他、施設の点検等により臨時休館する場合があります。

■ その他

営利目的や宗教活動による利用はできません。

詳しいことは各分館へお問い合わせください。

公民館使用料 (2019.10.1 改定)

(小瀬分館・藤河分館・御庄分館・北河内分館・南河内分館・師木野分館・通津分館)

利用区分 利用場所	使用料 (円)		
	午前9時から	午後12時から	午後5時から
	午後12時まで	午後5時まで	午後10時まで
講堂(165 m ³ 未満)	220	275	385
講堂(165 m ³ 以上)	275	385	550
和室	165	165	275
調理講習室			
講座室			
会議室			
談話室			
娯楽室			

1. 冷暖房を利用する場合の各室の使用料は、表の額の2割に相当する額を加算した額とする。
2. 不特定多数の入場者から入場料金等を徴収する場合、使用料は倍額とする。
3. 特別の設備・器具等を設けて電力を利用する場合は、その実費を徴収する。
4. 附属器具の利用については、岩国市中央公民館の表により別料金を加算する。
5. 附属器具使用料は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの、それぞれの時間帯における利用ごとに1回として算定する。
6. 算出した使用料に10円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。